

幻の東京オリンピック（一九四〇年）における主競技場問題

中 村 哲 夫

一、はじめに

昭和十五（一九四〇）年に開催が予定されていた第十二回オリンピック東京大会は、万国博覧会とともに、わが国では紀元二千六百年祝典の一環として計画された国際的な催しものであつた。昭和七年七月に国際オリンピック委員会（以下、IOCと表記）に宛て東京市は開催の申請を行い、四年間の招致活動が実を結び、第十回ベルリン・オリンピック開幕前夜の昭和十一年七月三十一日に開催されたIOC総会において、第十二回大会の開催都市として東京が選ばれたのである。その後、オリンピック東京大会組織委員会が結成され開催準備に着手していくが、昭和十二年七月七日の盧溝橋事件を契機とする日中戦争の拡大により、昭和十三年七月十五日、閣議による東京大会中止の勧告が出され、翌十六日の組織委員会は政府勧告を承諾し、同大会の開催権をIOCに返上することを決議した。IOCはそれを受け、東京と開催を争つたヘルシンキを大会開催地と定めたが、昭和十四年九月一日のドイツ軍のボーランド侵攻で始まつた第二次世界大戦のため、ヘルシンキでの開催も不可能となり、第十二回大会は、次回ロンドンで予定されていた第十三回大会とともに開催されていない。第一次世界大戦で中止となつた大正五（一九一六）年の第六回ベ

ルリン大会と合わせ、計三回のオリンピック大会が戦争のために開かれていない。

本稿では、この東京大会開催の準備過程における主競技場をめぐる諸議論を跡付けてみたい。主競技場をどこに、どのくらいの規模で建造するのか等の議論である。主競技場は開会式、閉会式をはじめオリンピックの中心競技となる陸上競技等で使用される大会施設の中でもっとも重要な施設である。組織委員会を構成する東京市、大日本体育協会、政府等の意向や思惑の違いもあり、議論を收拾させることに時間がかかった。最終的には、昭和十三年四月二十三日の組織委員会で駒沢に新設することが決定されたが、戦争長期化を見越しした様々な物資の統制が厳しくなり、特に主競技場建設にとって必須となる鉄材の使用が困難を極め、建設工事に着手することは不可能となつた。そして、昭和十三年七月十五日の閣議による大会中止の勧告となるのである。

二、第十二回国際オリンピック大会招致委員会における議論

(二) 東京市の主競技場構想

昭和十五年開催の第十二回国際オリンピック大会の東京招致が、東京市長永田秀次郎の下、昭和六年十月二十八日の東京市会における「国際オリンピック競技大会開催に関する建議」の可決によって始まつたように、東京市は大会の招致、招致後の準備活動の中で、自らがオリンピック大会の開催都市との強い意識をもつてオリンピックに関わつてきた。例えば、すでに、昭和七年七月には市会において「国際オリンピック競技大会に関する実行委員会」の設置を決議し、招致活動に取り組む体制を整えた。昭和九年一二月二十七日の東京市会では、欧洲から地理的に遠隔である東京への選手派遣費を補助する財源として、百万円の支出を求める建議案も可決している。⁽¹⁾

主競技場に關しても東京市の計画は早い。昭和十年二月二十一日に、市は「オリンピック総合競技場建築試案」を發表し、外國新聞通信社及び東京の有力新聞社の関係者を招待、東京招致への援助を依頼している⁽²⁾。早速『読売新聞』は、「十五万人収容する世界一の綜合運動場／月島に豪華の建築」との見出しで、東京市の「建築試案」を報道している⁽³⁾。この試案は東京市都市計画課が作成したものであり、内容は主競技場をはじめ水泳場、蹴球場、テニス競技場、馬術場、体育館等の各競技場、また体育研究所や野外劇場を含む總計二十施設から構成された建築案である。オリンピックの開催を契機に、東京市の一大総合スポーツ競技場を建設しようとする大きな構想であった。

主競技場の収容数を十五万人、水泳場を三万五千人とし、その他の競技場及び関連施設の建設費は總額で一千七百二十六万余円とした。因みに、當時の明治神宮外苑競技場の収容数は四万五千人、水泳場のそれは一万三千人であった。また、第十一回ベルリン・オリンピックの競技場が十万人収容、水泳場が臨時スタンドを含めて二万人であり、第十回ロサンゼルス・オリンピックの競技場が十万五千人、水泳場が一万人であったことから、この東京市の主競技場十五万人、水泳場三万五千人の収容人数という構想は、かなり大規模な計画と言える。

『読売新聞』見出しにあるように、東京市はこの総合競技場の建設候補地を隅田川河口部、月島の七号埋立地二十五万坪と考えていた。ところが、この月島案には認め難い部分があつた。海浜部分を埋め立てしたことにより風が強く、競技上支障が出ること、交通網が整備されておらず、道路や鉄道敷設も短期間では難しく、競技関係者及び観客等の輸送に問題があること等である。第十二回大会の開催地を決めるベルリンで開かれるIOC総会を控え、東京市の構想に加え、会場をどこにするのかという問題への検討が具体的に着手されることになる。

(二) 招致委員会における各競技場選定の議論

昭和十年十一月十八日、首相官邸において「第十二回国際オリンピック大会招致委員会」が結成された。それまで

は東京市を中心に、大日本体育協会（以下、体協と表記）、外務省等による個別の招致運動を行つてきたが、官民協力した挙国的な組織を作り、その下に招致運動を推進していくという意図からの委員会結成であった。招致委員会は、会長徳川家達を筆頭に、貴衆両議院の議長、東京市長、三名の日本人IOC委員、財界、学術界の代表者、各省の事務次官、また広範な関係機関の代表者を含む大きな組織であった。幹事長には文部次官、幹事には体協及び東京市の関係者、また関係省の局長等が就いた。神宮外苑競技場を設計した東京工業大学教授小林政一、内務省神社局長館哲二、また後に組織委員会が結成され、主競技場選定の議論の中で実務的な中心となつた体協理事の郷隆等が幹事となつた。⁽⁴⁾

幹事会は、第一部（競技場選定）、第二部（構築技術）、第三部（対外事項及びホテル等に関するもの）、第四部（財務）の四つの小幹事会を作り、大会開催の基本計画を立案した。昭和十一年一月二十日、第一回第一部小幹事会が文部省内で開催された。幹事長の文部次官三邊長治の下に、体協より理事の郷隆及び田畠政治、東京市より助役落合慶四郎及び「国際オリンピック競技大会に関する実行委員会」委員長の辰野保、また他に、小林政一及び館哲二等の十一名の委員が出席した。議論の中心は会場を月島にするのか明治神宮外苑にするのかであった。東京市側は前者を主張し、体協側は後者を推した。両者間で激しい議論となつたようである。「競技遂行上の便宜」及び「スポーツ地街として試験済み」といった点から、これから開発される月島よりも、従来多くの競技会を実施してきた経験に優位性を認め、明治神宮外苑を中心とする地をオリンピック会場に選定する主張が大勢を占めたのである。東京市からの委員である辰野保は、「月島と決まれば市としても一千万円位の建設費を奮發するつもりだつたのだが外苑となれば直接財政的負担の必要がなくなるわけだ」と、月島案が認められないことを残念がる発言をしている。しかし、第一小幹事会としての決定は保留された。⁽⁵⁾ すでに、体協は昭和十年十二月十八日、オリンピック会場に関する明治神宮外苑を中心とするとの意向を確定しており、十三万人収容の主競技場を外苑付近に新設、水泳場は現在のものを改修すること等、オリンピック村も含めてその他の競技場の青写真を描いていた。⁽⁶⁾ 体協側の意向が、おおよそ認められたのである。

一月三十一日開催の第二回第一部小幹事会で、明治神宮外苑を中心とする大会会場、また各競技場に関わる大枠が決定された。主競技場は、現存の外苑競技場敷地を拡張し、十二万人収容の競技場を建造すること、水泳場は、外苑にある現存のものを三万人収容できるように改修すること、球技場として、青山射撃場跡に五万人収容のものを新たに造ること、外苑相撲場を改修し、収容人数一万人の第二室内競技場を設置すること、等である。⁽⁸⁾ この神宮外苑を中心とする会場選定の結論は、二月十九日の第二部小幹事会（構築技術）における構築技術的に可能との判断をもつて、三月十六日午前開催の第二回幹事会に上程され、審議の結果、承認となつた。なお、第二部小幹事会は、幹事長三邊長治の下に、小林政一や東京帝大教授の内田祥三をはじめ、文部省から建築課長柴垣鼎太郎及び東京市から土木局長近新三郎等が就き、小幹事会を構成する委員たちは建築や土木工学の専門家が中心となつていた。加えて、第一部小幹事会で決定した現存の外苑競技場及び水泳場の拡張改造が可能とした二月十九日の第二部小幹事会には、明治神宮外苑の造苑に直接携わった佐野利器や折下吉延、藤井眞透等の出席を要請し、検討の末に構築技術的に可能との結論に至つている。

第二回幹事会の承認を受け、同三月十六日の午後開催の第二回招致委員会において、「第十二回オリンピック大会招致計画大綱案」が可決された。各競技場に関しては、第一部小幹事会で決定した内容そのものである。オリンピック会場を神宮外苑中心とし、主競技場については、現外苑競技場の敷地を拡張した上で、収容人数を十二万人とする新たな競技場を建造すること、また水泳場は、現水泳場を改修し、三万人収容の新水泳場に造り直すこと等である。⁽⁹⁾ ところが、この決定には附帯決議があつた。すなわち、「競技場の場所に就ては更に適当なる敷地ある場合は適宜幹事会の調査を経て本委員会に附議変更することを得るものとす」との決議である。『組織委員会報告書』によれば、競技場に関して二名から意見や希望が出されたとある。明治神宮体育会長の役職で招致委員会の委員に就任している阪谷芳郎による「神宮外苑改造の困難」との意見と、東京市長牛塚虎太郎からの、会場を「外苑以外に求むる事の調

「外苑」の希望である。⁽¹⁰⁾ 附帯決議が採択されたのは、この二名の発言だったことは間違いない。競技場を含めた現存の外苑に手を入れ、風致が害されることに対し懸念を持つ明治神宮側の意向、神宮外苑以外の適地に市所有の競技場を希望する東京市の思惑が、この附帯決議には示されている。阪谷及び牛塚の根拠はそれぞれ異なるものの、両者は、オリンピック会場を神宮外苑を中心とすることに異議を示すこととなつた。なお、附帯決議に示された幹事会による更なる適地の調査及び招致委員会の附議変更に関する議論は、以後の幹事会及び招致委員会では行わされていない。

ここで、第二回招致委員会で「神宮外苑改造の困難」を示した阪谷芳郎の意向を見ておきたい。後に、外苑競技場の拡張改造をめぐって内務省神社局側が強い反対の意を示すことになるが、この背景には明治神宮奉賛会理事長阪谷の存在が大きかったと思われるからである。阪谷の「明治神宮奉賛会日記」には、第二回招致委員会の三日後の三月十九日に開催された神宮外苑管理評議会に出席し、オリンピック招致のための競技場拡張に関して発言されたとされる言葉が記されている。すなわち、「余ハ左記条件ヲ附シ同意回答可然ト述べ中座ス」、その条件とは、「増置拡張共設計ハ総テ風致ヲ害セス既設ノモノト調和ヲ保ツコト一切敬神ノ念ヲ以テ明治神宮奉納ノモノタルコト／管理上使用上其他何等条件ヲ附セサルコト／将来維持費ニ付差支ナキ様ニ考慮ヲ尽シタルモノタルヘキコト」というものである。⁽¹¹⁾もちろんそれまでにも、神宮外苑の創苑以後、野球場や水泳場が建造されたり、また野球場も収容人数を増大するために改築されたりしていたので、外苑内に手を入れることはできないということではない。一定の条件が満たされれば、外苑内の競技場新築や改造は認められてきた。しかし、以後の進展はこの条件が満たされているのかどうか、極めて疑問とするところがあつたことにより、外苑競技場の拡張改造はスムースに行かなかつたのである。一方、東京市は、大震災からの七年にわたる復興事業が完遂し、復興なつた帝都東京を世界に顯示するために大競技場の建設を目指んだ。以後、東京市側は事あるごとに、十万人あるいは十二万人収容の競技場の希望を表明していく。市所有の大競技場を持ちたかつた東京市にとって、外苑競技場の拡張改造では、これらの希望を満たすことはできなかつたの

である。

ところで、招致委員会の開催は第一回までで終わり、第三回目の委員会開催はなかつた。幹事会はその後、第三回及び第四回と二回にわたつて開催され、新たな競技場の候補地が出てきた際には、小幹事会を設け調査することが確認されたが、この調査が實際に行われることはなかつた。むしろ、招致委員会の主要な課題は、昭和十一年三月十九日に来日のIOC会長バイエ＝ラトウールの接遇に関するのであつた。

(三) IOC会長バイエ＝ラトウールの競技場視察

オリンピックの東京招致のために、IOC会長バイエ＝ラトウールを招待するというアイディアは東京市から出たものである。万国議員会議出席のために渡欧する衆議院議員星島二郎に対し、東京市は、日本のスポーツ状況視察を目的に会長の訪日要請を依頼した。⁽¹²⁾これを受け、会長は日本訪問を受諾したのである。招致委員会の要請を受けての訪日であつた。

バイエ＝ラトウールは、訪日五日目の三月二十三日の午前中に神宮外苑を訪れ、まず最初に水泳場、次に陸上競技場、野球場、相撲場と視察し、絵画館にも入館した。午後には東京帝国大学プールに行き、男子のオリンピック候補者の練習ぶりを見学、引き続き東京YMCAプールにおける女子候補者の練習を参観した。当時の日本男子水泳チームの競技力は世界トップであり、世界記録も生まれた神宮外苑の水泳場を前に、会長は「これが世界制覇をとげた水上日本の孵化池か」と感心しきりだつた様子が新聞に報道されている。⁽¹³⁾神宮外苑の競技場を視察した後に、「各競技場とも立派なものですが、ことにその周囲には樹木が多く、スポーツの雰囲気としては申しぶんがない、プール、陸上競技場とともにテクニックについては別に註文はないが、ただ観覧席の設備はあるのまゝでは不十分です。しかしその拡大案をきいたので安心」と、会長は外苑の各競技場を視察した感想を語つてゐる。⁽¹⁴⁾また、その五日後の三月二十八日

に、習志野騎兵学校における馬術競技場への視察も行っている。彼は馬術競技者の経歴を持ち、ベルギーの馬術競技連盟の会長職に就いていた。

会長は、四月六日、帰国に先立ち訪日の感想談を各新聞社に発表したが、その中で競技場に関しては、極めて満足する旨を語っている。「競技場の設備は完全だと云える。神宮の競技場にしても水泳場にしても亦習志野の馬術競技場施設にしても競技を行ふ上に何等欠陥も発見出来ぬ」。⁽¹⁵⁾招致委員会で承認された神宮外苑を中心とする会場案を説明され、それに満足の意を示したのである。オリンピックの会場を神宮外苑を中心とし、主競技場として、現存の競技場の敷地を拡張し収容人数を増大させた新たな競技場の建造、同じく現存水泳場の拡張改造、外苑近辺における球技場の建造、相撲場の室内第二競技場としての改造等々である。

京都、奈良、大阪、神戸を巡る関西旅行、その後の日光観光を含む二十二日間の日程を終え、四月九日にバイエ¹¹ ラトウール会長は帰国した。このIOC会長招待は東京招致に大きく貢献した。ベルリン大会開幕前日の七月三十一日のIOC総会において、東京三十六票、ヘルシンキ二十七票の投票の結果、第十二回大会の東京開催が決定されたのである。

三、第十二回オリンピック東京大会組織委員会における議論の経緯

(一) 組織委員会結成から外苑競技場拡張改造の「不取敢」の決定まで

第十二回オリンピック東京大会の組織委員会が結成されたのは、昭和十一年十二月二十四日である。IOCベルリン総会及びオリンピック・ベルリン大会に出席した嘉納治五郎、副島道正の二名のIOC委員の帰国を待つての結成

であった。組織委員会会長には、招致委員会会長でもあり、ベルリン総会で、外交官杉村陽太郎の後任としてIOC委員となつた徳川家達が就任した。副会長には、東京市長牛塚虎太郎及び体協会長大島又彦が就いた。全日本馬術競技連盟副会長である陸軍中将の大島は昭和六年からの体協理事を経て、昭和十一年十二月十八日、岸清一逝去後およそ三年間空席となつていた体協会長に就任したばかりであった。

組織委員会はすぐに大会準備のための活動を開始した。いつ(会期)、どこで(会場)、どんな競技(プログラム)を実施するのかが、当初の着手すべき大きな課題である。東京市の対応は早い。第一回組織委員会(昭和十一年十二月二十四日)において、東京市から「第十二回オリンピック大会実行案要綱」が提出された。内容は大会競技場及びオリンピック村の候補地の提示と、新たに建造が予定される各競技場施設の予算大綱である。さらに、開催競技とその競技がどの競技場で実施されるのかの案も提示されている。この「実行案要綱」によれば、大会競技場の候補地として、代々木、品川駅付近埋立地、駒沢ゴルフ場、上高井戸、杉並等の九候補地が挙がっているが、神宮外苑は最後の九番目となつてている。招致委員会の議論を受け、月島案は取り下げられている。また、オリンピック村の候補地は、駒沢ゴルフ場、杉並、用賀、等々力、二子等の八ヶ所である。⁽¹⁵⁾

第二回組織委員会(昭和十一年十二月二十八日)において、体協より、東京大会において実施を希望する競技、実施するかどうか研究をする競技、実施を希望しない競技、実施が困難と見られる競技等を示した「競技種目調書」、また各競技場の建造及び競技場に関する案が提出された。これによれば、体協は、主競技場、水泳場、球技場、第一及び第二の二つの室内競技場をできるだけ近接場所に集めたかったようである。これらの「総合的に構築を希望する」各競技場と、ボートやカヌーの競漕場、また馬術競技場、射撃場等を「分散的に設備」するものと二つに大別した上で、大会実施上必要となる競技場を提示した。⁽¹⁶⁾各競技場を何処に設けるのか、その候補地の明示はない。体協は、昭和十一年十二月二十四日の評議員会において、「組織委員会とNOCたる本会との緊密なる連絡上必要なるを以て」、

委員長を久保田敬一専務理事、主事を郷隆理事とする二十七名からなる「オリンピック委員会」を、体協内に設置することを決定している。第二回組織委員会に提出されたこの案は、体協の第一回オリンピック委員会で了承されたものである。⁽¹⁸⁾ 第二回組織委員会に提出された体協の各競技場に関する案には、それぞれの候補地は示されていないが、しかし、昭和十二年一月七日に開催された体協の第三回オリンピック委員会における会場選定に関する決定事項から、主競技場について、体協がどう考えていたのかが窺われる。まず、会場選定の方針は、第十二回大会が皇紀二千六百年の祝典事業であることから、明治神宮外苑競技場を中心とすることが前提としてあり、第一案として代々木練兵場、第二案として旧青山射撃場及びできれば第一師団司令部を含む場所、そして第三案はその他の外苑付近の適地に、大競技場と練習競技場を建築し、現存の外苑競技場を球技場に改造することであり、もしそれらが不可能ならば、第四案として、現存の神宮外苑競技場を大競技場に拡張改造成ることであつた。⁽¹⁹⁾

競技場の規模や候補地等に関しては、第二回組織委員会に体協案と同時に提出された大島副会長私案の「競技場及オリンピック村候補地調査二閑スル指針」に示されている。大島私案の特徴は、「明治神宮ヲ中心トスル地域ニ総合大競技場ヲ新設ス」というものであった。そして、その理想とする地域が、明治神宮南側一帯の代々木練兵場である。もちろん陸軍側の了解が必要となるが、もし総合大競技場の新設が不可能ならば、主競技場だけでも明治神宮付近に建造し、水泳場は現存する水泳場を改造し収容人数を増大、そして現存の陸上競技場を球技場に作り變えるという案である。また、室内競技場については、御茶ノ水の体協所有地に新設するものと、外苑相撲場の改造により仮建築するものの二つを設ける計画である。収容人数は、主競技場十万人、水泳場二万人、室内競技場がそれぞれ五千人である。大島は、主競技場付近を「国民体育の大殿堂」とし、周辺の広場を有事の際にすぐに利用できる場所であることと考慮し、オリンピック村は大会後には青年訓練所等に利用、これらオリンピック大会の施設が「国民教育の進展」、「国家のために有意義に利用」できることを強調している。これは、体協新会長としての大島の構想だった。⁽²⁰⁾

体協内のオリンピック委員会の委員となり、建築の専門的立場からオリンピック会場及び各競技場の建設計画に寄与した岸田日出刀は、昭和十一年十二月二十八日開催の第二回オリンピック委員会で、競技場建設に関する専門的意見を表明している。とりわけ主競技場となる陸上競技場を、現存の外苑競技場の敷地に新たに建築することは困難との認識を示した。前提として、収容人数を十万ないし十二万人という競技場を建設するという条件下においては困難ということである。第一は、現存の競技場の位置に新競技場を建設しようとすると、水泳場側の道路、絵画館側の道路、青年会館側の道路のいっぱいを使用することになり、周囲の空間を確保することが出来なくなってしまうという理由である。第二は、十万人以上の規模の競技場のスタンドは、最低部と最高部の差は約百尺となり、トラック・フィールド面を掘り下げる必要があるが、現存地は地下水の問題から二十尺以上は掘ることができない。そうなると地上スタンドは八十尺、無理をして三十尺下げても地上部は七十尺となり、絵画館に接近するかたちで七十から八十尺の高さのスタンドがそびえ立つ長軸三百メートル、短軸二百三十メートルの巨大な建築物が立ちはだることになり、「外苑神域の風致を害する」という理由である。そして第三が、現在の敷地に建設するとなると、競技場としては極めて窮屈な、完全なものとはならない。外苑競技場はそのまま残し、一定の広い敷地をもつ新たな場所に完全な競技場を建設するほうが良いとの理由からである。そして岸田は、新たな場所の候補地として代々木練兵場を挙げたのである。⁽²⁾

第一回組織委員会では、それぞれの案の審議を経て、競技会場及びオリンピック村の候補地調査のための「競技場調査委員会」を設置することが決定された。委員として、小林政一と岸田日出刀の二名の建築家がすぐに決まり、その他に陸軍省、文部省、東京市、体協から各一名の委員を選出することになった。なお、この小林及び岸田の両建築家に、各機関から一名の委員を加え競技場の調査を行うという委員会を設置するという案は、東京市が第一回組織委員会に提出した「実行案要項」に沿ったものである。⁽²⁾ 小林は明治神宮造営局技師として、大正十三年に完成した神宮

外苑競技場の設計者であり、昭和四年以降は東京工業大学教授に就任していた。岸田は東京帝国大学教授であり、文部省から第十一回オリンピック大会における競技場等の施設調査のために、ベルリンに派遣されている。体協のオリンピック委員会の委員にも委嘱されており、会場選定及び各競技場の設計等に関わって、建築の専門家として体協側の意向を代表する役割を果たすことになる。

第三回組織委員会（昭和十二年一月七日）において、それぞれから選出された四名が「競技場調査委員会」の委員に加わった。陸軍省から千葉熊治、文部省から田中徳治、東京市から前田賢次、体協から郷隆の四名である。千葉は陸軍工兵中佐、田中は東京帝大建築学科卒の文部技師であり、医師の郷と東京市監査局長前田以外は、小林と岸田を含めて建築関係の専門家が就任した。また、第三回組織委員会では、「競技場調査に関する要綱」が決定された。それによると、大会競技場候補地として挙がつたのは、代々木以下神宮外苑の九候補地、オリンピック村は駒沢ゴルフ場以下井ノ頭まで八候補地である。これらはすべて、第一回組織委員会に提出された東京市の「実行案要綱」とほとんどが重複する候補地であった。さらに、「其他調査委員に於て適當と認むる地域」も候補地として調査対象となり、その結果も併せて組織委員会に報告することになった。加えて、以下三点の要件も示された。すなわち、①主競技場の収容人数は十万人を限度とし、準備運動場及び集合場等のために最小限一万坪の広さを有すること、②球技場は約五万人、水泳場は約二万人、体育館は予備のものとともに各五千人を収容し得ること、③オリンピック村は約二千人を収容し、主競技場から約十キロメートル以内の距離にあること、である。⁽²³⁾

「競技場調査委員会」は、第五回組織委員会（昭和十二年一月二十二日）に競技場候補地調査の答申書を、また第六回組織委員会（昭和十二年一月二十七日）にオリンピック村候補地調査の答申書を、そして第八回組織委員会（昭和十二年二月十日）に最後に残つたヨット及び漕艇競技場の答申書を提出し、その任務を終えた。⁽²⁴⁾

調査委員会の調査結果はどのようなものだったのか。主競技場、水泳場、球技場に限定した競技場調査答申書の概

競技場調査委員会による答申書

候補地	候補地	候補地	候補地	候補地	候補地	候補地	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	場所	位置	競技場 面積	総経費(場内道 路造園費を含む)	新設	現存を改造	
砧臺	上高井戸	品川駅付近	埋立地	駒沢	青山	千駄ヶ谷	代々木	明治神宮に隣接する陸軍練兵場	外苑競技場西側に接する一帯の民地	外苑通を隔て外苑に相対し旧射撃場及び第一師団司令部を含む官有地を主とする一帯の地	ゴルフ場	射撃場跡	駒沢	第三	第二	第一	十万坪	八万坪	五万坪	
渋谷駅より西八キロの地	新宿駅より西八キロの地	品川駅東八百メートルの地		渋谷駅より西南五キロの地		三万九千余坪	二万四千四百坪	二万四千四百坪	三万九千余坪	一帯の地				七五三万円	七九八万円	九八四万五千円	主競技場	水泳場	水泳場	球技場
二十万坪	二十万坪	十八万坪		十四万坪		九七〇万円	一二三九万円	一二三九万円	九七〇万円	主競技場	主競技場	主競技場	主競技場	主競技場	主競技場	主競技場	主競技場	水泳場	水泳場	水泳場
一〇六七万円	一〇八七万円	一一七六万円		一一五四万円		水泳場	水泳場	水泳場	水泳場	主競技場	主競技場	主競技場	主競技場	主競技場	主競技場	主競技場	現水泳場の改造	現水泳場の改造	現水泳場の改造	現水泳場の改造
球技場 水泳場	主競技場 球技場	球技場 水泳場	主競技場 球技場	球技場 水泳場	主競技場 球技場					球技場は現陸上競技場の改造	球技場は現陸上競技場の改造	球技場は現陸上競技場の改造	球技場は現陸上競技場の改造	球技場は現陸上競技場の改造	球技場は現陸上競技場の改造	球技場は現陸上競技場の改造	球技場	球技場	球技場	球技場

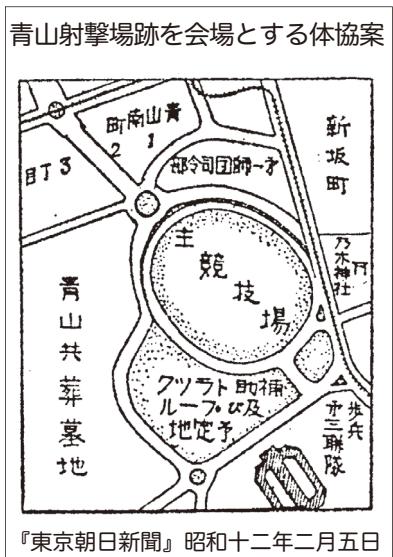
出典・永井松三編『報告書』第十二回オリンピック東京大会組織委員会、六一一六五頁。

要は以下の通りである。

第一候補地の代々木は、どのくらいの広さの土地が確保できるかによって第一案から第三案まで立案されている。代々木を含めて、第二候補地の千駄ヶ谷、第三の青山射撃場跡は、いづれも明治神宮の内苑及び外苑近辺に位置しており、第四の駒沢、第六の上高井戸、第七の砧臺は、渋谷駅から西あるいは西南方に十キロ以内の郊外部の候補地である。そして、第五候補地の品川駅付近の埋立地は、東京市が月島に替わって希望する候補地である。先ほど、これら七つの候補地はほとんどが東京市の「実行案要項」と重複していると述べたが、ただ、第三候補地の青山射撃場跡は東京市案にはない。また、東京市案の候補地九番目に示されていた神宮外苑案が調査委員会による答申案の第一候補地千駄ヶ谷、すなわち外苑競技場に隣接する一帯の民有地を取得し、そこに十万人収容の主競技場を建造する案とのくらい異なるのか、まったく異なるのかについては定かではない。

たが、決定へ向けて議論の收拾には至らなかつた。選定に動き始めたのは、第七回組織委員会（昭和十二年二月三日）からである。第一候補地の代々木は、「兵ノ訓練上用地ヲ提供スルコトハ不可能」との陸軍側の意向から、審議対象外となつた。次に、第二候補地の千駄ヶ谷は民有地の取得が必要なため、「用地取得の可否を調査する迄審議を保留」することとなつた。

この時点で、第三候補地の青山射撃場跡が浮上する。特に体協はこの案を推すことになった。二月四日の理事会において



て、体協は青山射撃場跡に主競技場を新設する方針で進むことを決定した。⁽²⁵⁾ 建築家岸田は、現存の外苑の各競技場地域の総面積約三万坪に対して、青山射撃場跡は約四万坪あるとし、十万人収容の主競技場、三万人収容の水泳場、さらに練習用トラック、またある程度以上の面積を持つ広場や空地を配置することを考えると、相当な困難が伴うことが予想されるとしつつも、技術的に手際よく適宜な計画を立てれば、「案外うまくすべての要求が満たされるかもしれない」と後押しした。⁽²⁶⁾

一方、東京市は、すでに一月十一日の時点で、東京オリンピック委員会において第一候補地として「明治神宮を中心とする代々木及び其の附近」とし、それが不可ならば芝浦とすることを決議している。⁽²⁷⁾ 紀元二千六百年に当たる昭和十五年にオリンピック大会が挙行されることから、大会の開催は「国民精神の作興に寄与し外に対しては我国文化の真髓を宣揚すべき好機と思慮す」とし、第一候補地として「明治神宮を中心」とした。それが難しければ、芝浦が次の候補地となるのである。駒沢や高井戸等の郊外に会場を設けることには、東京市は消極的であった。東京市の主競技場に対する希望は、大競技場の建設であり、収容人数を十万人、できれば十二万人という要望を、東京市は事あるごとに組織委員会において表明し、メディアにも公言した。

第八回組織委員会（昭和十二年二月十日）では、河原文部次官の動議により、「競技場選定小委員会」の設置が承認され、徳川会長より、河原春作（文部次官）、大久保留次郎（東京市助役）、大島又彦（組織委員会副会長、体協会長）の三名が小委員会の委員に指名された。続く第九回組織委員会（昭和十二年二月十五日）において、「競技場選定小委員会」からの報告があつた。委員を代表して大島は、調査委員会からの報告を基礎として、次の諸点を方針に数回の会合と実地の踏査を行い、決定の運びとなつた旨を発言している。方針とは、①競技場施設に要する経費は、総額一千万円を超えないこと、②主競技場の位置は、明治神宮外苑附近とすること、③所要敷地は民有地買収は予算の膨張を来すだけではなく、時間を要することになるので、成る可く官有地の払い下げに拠ること、④できるだけ既設構造物を利用し、

経費の節約を図ること、⑤各競技団体の意向をも考慮に置くこと、の五点である。そして、主競技場は外苑競技場を改造し、十万人収容できるように西方に拡張するとした。拡張部分の民有地買収はないが、入口付近の拡張のために、若干の土地買収が必要であった。水泳場は、第一案として、二万五千人収容できるように現存の水泳場を改造する、第二案として、芝公園内の現存の陸上競技場を改変し、三万人収容の水泳場にするとした二つの案を示した。球技場は、青山射撃場跡に収容人数五万人のものを新設、また、オリンピック村に関しては、砧臺あるいは等々力に建設するとした。議事録には、芝公園内の陸上競技場を水泳場に改変する案に対して、主競技場と距離があることから日本水上競技連盟は反対し、一方、東京市は賛成していることが窺われる。芝公園は東京市所有の公園であり、東京市はそこで水泳競技が実施されることを望んでいる。⁽²⁸⁾ この第九回組織委員会では、最終的な決定は行われていない。

第十回組織委員会（昭和十二年二月二十三日）において、「文部省より予算要求の基礎として不取敢小委員会の答申書を可決」した。文部省から大蔵省への予算要求の期日の関係から、とりあえずの決定であった。⁽²⁹⁾ なお、体協が望んだ青山射撃場跡約四万坪の敷地に、主競技場、水泳場、球技場等を総合的に建築する案は無理があった。四万坪の内訳は、陸軍省、大蔵省、通信省の各省所有の官有地が約八割を占めるものの、二割弱の民有地、そして一部には墓地をも含んでおり、それすべてを取得することは困難であった。このことから、「競技場選定小委員会」は青山射撃場跡には球技場のみの建設を計画したのである。

（二）内務省神社局による外苑競技場改造反対表明

第十回から第十二回の組織委員会にかけて、組織委員会は機構改正に取り組み、組織委員会規約の改正及び組織委員会事務分担規程並びに事務局職制を定めた。大きな変化の一つ目は、組織委員会の委員より三名の常務委員を互選し、常務委員会を設置したこと、二つ目は、組織委員会内に総務部、競技部、宣伝部の三つの部からなる事務局を置

き、事務を統括する事務局長を就任させたことである⁽³⁰⁾。事務局長には組織委員会の幹事であつた久保田敬一が就任し

た。前鉄道次官の久保田は、当時の大日本スケート競技連盟の会長であり、体協専務理事にも就いていた。一方、常務委員には、文部省より次官の河原春作、東京市より助役の大久保留次郎、体協より副会長の平沼亮三が任命された。

常務委員会は、組織委員会の牛塚及び大島の両副会長、上記三名の常務委員、久保田事務局長、郷競技部長等を中心 に、中途から嘉納及び副島の二名のIOC委員もオブザーバーとして加わった委員会である。さらに、常務委員会内 に三名の幹事を置くことになり、このポストには組織委員会の幹事三名がそのまま就任した。すなわち、文部省より 学校衛生官の栗本義彦、東京市より秘書課長の草間時光、体協より理事の宮木昌常である。以後、常務委員会は、審 議内容によつて他の組織委員会委員や関係者も臨時に出席させながら、大会開催のための諸準備を進めていくことと なつた。昭和十一年十二月二十四日の第一回組織委員会から昭和十二年三月十四日開催の第十三回組織委員会までは、 およそ一週間に一回の頻度で開催されていた組織委員会が、常務委員会設置以後は、一ヶ月に一回程度の開催となつた。開催準備の具体的な取り組みや審議は、基本的に週一回開催される常務委員会が担つた。もちろん、最終的な決 定の権限は組織委員会である。

主競技場をはじめ各競技場の建造に関する事項は、新たに設置された競技部の事務分掌である。競技部長に就いた 部は、当部会内に設置された競技場委員会の委員長となり、以後、主競技場に関わる諸事項に取り組むことになる。 競技場委員会は、各競技団体からの代表者から構成され、体協関係者が中心となつた委員会である。

第一回競技場委員会(昭和十二年三月三十一日)で、久保田事務局長よりオリンピック大会の会場原案を立案するよう 要請された。立案の基になつたのは、第十回組織委員会で「不取敢」決定された案である。すなわち、主競技場は現 存の外苑競技場を西方に拡張改造することであり、水泳場も現存のものを改造する可能性を含むものである。このこ とから、翌四月一日に、郷は内務省神社局長兒玉九一を訪ね会見した。その結果を第二回競技場委員会(昭和十二年四

月二日）で報告している。内務省の意向として、郷は以下の三点を挙げている。「（イ）外苑競技場拡張案二対シテハ地理的ノ方向ヲ有シ其方向ニ相反スル説ニハ氣乘薄ナルコト、（ロ）外苑競技場ノ改造ニハ煩瑣ナルコト、（ハ）陸軍大学、女子学習院、近歩四、憲法記念館等ノ移転ハ困難ナルコト」である。⁽³⁾議事録にはこれしか記されていないので、内務省側の意向の内実が分かりづらい。しかし、この会見を報じた翌日の新聞記事に児玉局長の語ったところが報道されているので、これを参考にすれば以下のようである。

（イ）に関しては、従来より内務省には、十年あるいはそれ以上を見通した神宮外苑を拡張する継続事業の計画があり、今回のオリンピックとは直接には関係はない旨を、局長は発言している。このことから推察するに、内務省の拡張案は、組織委員会の現存の外苑競技場敷地を西方に拡張し、そこに新たな競技場を建造するという構想とは異なつていたと推察される。後に、内務省は主競技場の敷地として内外苑接続地の私有地を含む二万三千坪の場所を提案するが、組織委員会のわずかばかりの西方拡張案は受け入れられないということだったのだろう。（ロ）に関しては、神宮外苑に施設する際には、政府内務省の承認だけでなく、外苑は国民の奉納したものであるから、明治神宮奉贊会や明治神宮外苑管理評議員会の意向も汲まなければならぬとする点である。（ハ）は議事録そのままであり、外苑に隣接する諸学校や軍の施設の移転は、移転先の建築が完成しなければ不可能であり、オリンピックまでにはとうてい間に合わないということである。⁽²⁾

第三回から第六回までの競技場委員会において、大会会場に関する審議を継続し、第七回競技場委員会（昭和十二年五月二十一日）において、郷委員長より「第十二回オリンピック東京大会会場ニ関スル答申」を久保田事務局長宛に、五月十日に提出した旨の報告がなされた。この答申の各競技場の設計は、自らも競技場委員会の委員として審議に加わった岸田日出刀が中心となつて作成されたものである。この答申は、「決定ニ至ル迄ノ経過」において、オリンピック会場候補となつている明治神宮外苑近接の官有地の利用をめざして当該官庁の大蔵次官及び関係者と交渉したが、

目的達成には至らなかつたとする経緯が述べられている。近接の候補となつた官有地とは、女子学習院、陸軍大学、近衛歩兵第四連隊、そして外苑内の憲法記念館北側の敷地である。これらはいづれも、四月一日に会見した児玉神社局長からの困難との発言があつた通り、短期間での各機関の移転是不可能だつた。また、神宮内苑と外苑間の地域を利用し、外苑を拡張する計画が内務省にも存在すると聞知するが、「然レドモ此実行ニ関シテハ一競技部ノ能クスル處ニアラズ」とし、この件については触れていない。このような状況の下で、現存の各競技場の敷地を利用して、できる限りの拡張を行い、収容人数を増大させ、よりオリンピック大会に相応しい競技場を建造するという点に、五月十日の「答申」の特徴があつた。⁽³³⁾

まず、主競技場に関しては、現存競技場の敷地を西方に拡張し、現競技場を取り除き、渋谷川河底まで掘り下げて、新たに橢円形の主競技場を建設するという案である。東西のスタンド下半分は永久構造とし、そこでの収容人数は六万人、東側上半分は収容人数四万人の木造スタンドを臨時に建設し、合わせて十万人収容の新競技場の建造である。臨時の木造スタンドは、大会後に撤去するというものである。次に、水泳場は、現存の外苑水泳場の敷地を東西に拡張し、北側は省線線路上に跨張し、現存水泳場の位置を全く移動する案である。収容人数は三万人とし、永久構造の水泳場を新たに建造する計画である。球技場は、芝公園の陸上競技場の敷地を拡張して収容人数三万人の球技場として新築する。そして、第一室内競技場の御茶ノ水の体協用地での新設、第二室内競技場の外苑相撲場を被覆しての使用、その他、馬術競技場、漕艇競技場、自転車競技場等の各競技場の会場と施設の概要を定め、オリンピック村を含めた各競技場構築費の概算を一千六十万円としている。⁽³⁴⁾ 現存の外苑競技場及び水泳場が大きく変更される案である。

この会場案は、第四回常務委員会（昭和十二年五月十二日）に提出された。審議の結果、内務省の意向を聞くこととなり、翌五月十三日に久保田事務局長は内務省神社局長児玉を訪ねた。体協選出の常務委員会幹事であり、競技場委員会の委員でもある宮木昌常が記すところによれば、久保田よりこの会場案の説明を受け、諒解を求められた児玉局長

は「果然それを一蹴し、之が代案として内苑寄り三島子、土方氏邸を含む一角に主競技場を建造するの案を示した」のである。⁽³⁵⁾ 予想の通り、内務省は外苑競技場の改造には反対であった。しかし、内務省による代案が提示されたのである。

第十五回組織委員会（昭和十二年五月十八日）に内務次官篠原栄太郎の代理として出席した児玉神社局長は、内務省の見解を示した⁽³⁶⁾。すなわち、神宮外苑競技場を拡張改造する組織委員会の計画に對して、児玉は「内務省ハ風致上、管理上又同外苑ガ国民ノ淨財ニ依リ造苑セラレタル記念物ナル点等ヨリ同競技場ノ改造拡張案ニハ同意シ難キ」と發言したのである。内務省側が反対する計画を進めるわけにも行かず、以後、この件は常務委員会に一任となり、同委員会は内務省との折衝を重ねることとなつた。⁽³⁷⁾

翌五月十九日に開催された第五回常務委員会から六月二十二日開催の第八回常務委員会までは、協議事項をこの主競技場問題のみに特化した委員会の開催である。組織委員会副会長、三名の常務委員、事務局長、競技部長、三名の幹事等といつた通常の常務委員会出席者に加え、この間の委員会には、内務省より児玉神社局長及び雪澤都市計画課長、樋木及び磯谷の両技師、東京市より衣斐士木局長及び小野建築課長、さらに小林政一等も臨時に出席した。第五回委員会では、内務省側の内苑拡張案が審議された。この内務省案とは、内外苑接続地にある土方邸及び三島子所有地を含む二万三千坪を取得し、そこに主競技場を新設するという案である。もともと明治神宮内で検討されていた拡張計画の一部であつた。所要経費は、用地費並びに補償費として約四百万円、建築費が約二百五十万円である。組織委員会で予定していた外苑競技場改造費予算は五百万円であるが、百五十万円の差額は、内苑拡張費として大蔵省の承認を得て、内務省が支出するという計画である。そして、内務省側はこの計画実現のためには、今月中の決定が必要とした。これに対し、東京市側は予算額が過小と思われる所以市側で算出の基準を検討し、内務省と協議の上、その結果を次回委員会で報告することになつた。⁽³⁸⁾

五月二十二日の第六回常務委員会で、内務省案について東京市が見積もつた予算額が、衣斐土木局長によつて示された。用地費並びに補償費として約四百八十万円、建築費が約五百十萬円の合計九百九十万円である。これは、従来の外苑競技場の拡張改造費として組織委員会で承認されていた予算五百万円を大きく超過する額であり、特に建築費において内務省計上の額との差が大きい。主要な要因は、内務省案の主競技場建築予定地が傾斜面となつており、その分の工事及び建築費が嵩むとの理由からである。経済的に構築するための検討が必要とのことで、以下の八名がその任に当たることになった。事務局より、久保田局長及び郷競技部長、体協より岸田日出刀、東京市より衣斐土木局長及び小野建築課長、内務省より樋木技師、文部省より田中技師、小林政一も加わった。

五月二十七日開催の第七回常務委員会では、建築費三百六十万円を要するという検討結果が久保田局長より報告され、主競技場に関する議論を重ねたが、結論は出なかつた。³⁹⁾『組織委員会報告書』には、どのような議論がされたかについては記されていないが、新聞報道によれば、主競技場建設予算の超過分を東京市が承諾するかどうか、また内務省によるスタンドの収容人数制限を認めるのかどうかという点が、議論の的であつた。前者については、用地費並びに補償費と建築費で八百四十万と予算を三百四十万円を超過しており、他の競技場を含めた総建築費が、組織委員会で承認された総予算一千万円をおよそ四百万円超えており、内務省からの百五十万円を補填しても、二百五十万円の不足という事態をどうするのかという問題である。東京市助役大久保は、この負担を拒否したのである。あくまでも、この新競技場は、従来の外苑競技場と同様に明治神宮が管轄する競技場とし、内務省側は競技場は完成後、明治神宮側に奉獻されるものと考えていた。報道によれば、「郷部長は出来上がつた諸施設に当分市の所有権を与へたらといふ妥協案を出したが内務省側としては直ちに献納しなければ予定の補助金も支出し得ない旨を明言」したという。後者に関しては、内務省は永久スタンドの収容人数を五万人以下との希望を明らかにした。八名からなる委員によつて提出された検討結果における競技場の収容人数は、永久スタンド六万五千人、仮設スタンド一万五千人、さらに立

席を加えて十万人収容と計画していたのである。⁽⁴⁰⁾ 収容人數十万人あるいは十二万人の主競技場を希望している東京市にとつて、永久スタンド六万五千人、仮設スタンド一万五千人では承諾できず、この内務省提出の案は、実現の可能性がなくなってきた。次回委員会開催を、五日後の六月一日に設定し、四時間にわたつて議論を開いた第七回常務委員会は散会した。

ところで内務省は、なぜ外苑競技場の改造や拡張に否定的であったのか。五月十日に郷競技部長から久保田事務局長に提出された「第十二回オリンピック東京大会会場ニ関スル答申」で示された外苑競技場や水泳場の改造案を批判した児玉神社局長の言葉が、その理由を明示している。

競技部案の如き改造は外苑風致上面白からず、外苑は国民の淨財によつて完成され、完成に当つた神宮奉賛会は去る四月十九日解散した矢先であるので、その後に改造する事は不可である、外苑の性質は永久的なものであつて、單に十五、六日で終るオリンピック大会の為めにこれを改変する事は不可である、またこれが改造されオリンピック大会が終了してから大に過ぎて利用価値少なくこれを管理する経常費についても成算が立たない……。⁽⁴¹⁾

六月一日予定の第八回常務委員会が開会されたのは、六月二十二日だつた。この間に、内務省が大きく方針を転換させたのである。外苑競技場の改造拡張に反対していた内務省が、条件付きながら改造を認めたのである。

(三) 組織委員会の「諒解運動」と内務省神社局の方針転換

第八回常務委員会の議事録には、次のような記載がある。「組織委員会会長及び東京市長ヨリ神社局長ニ対シオリンピック主競技場トシテ明治神宮外苑競技場ノ拡張ヲ承認セラレタシトノ願書ヲ提出スルコト、ナリシ旨局長ヨリ報

告アリ」、そして、願書には、「(二) 神宮外苑附近ニ適地ナキコト、(二) 郊外案ハ不可ナルコト等ヲ入ル、コト」。⁽⁴²⁾ 組織委員会会長徳川家達及び東京市長代理大久保留次郎助役から神社局長児玉九一宛に六月二十三日付けの「明治神宮外苑競技場改造願」が提出された。内容は、「皇紀二千六百年ノ御盛典ニ際会スルヲ以テ、明治大帝ノ御聖德ヲ景仰シ奉リ遺憾ナク日本精神ノ振興ヲ図リ以テオリンピック競技ヲ最モ有意義ナラシムルニハ明治神宮ヲ中心トシテ競技場ヲ設クル外ナシトノ結論」から候補地を物色してきたが、それぞれの事情により会場としての土地確保は困難であり、郊外に総合競技場を新設することも考慮したが、道路建設等の施設整備に莫大な工費がかかり、また将来の維持も困難を予想され、「明治神宮外苑ノ現在競技場ヲ恩借シテ大会競技場トナス外ナキ次第ニ付何卒特別ノ御詮議ヲ以テ外苑競技場及水泳場ニ対シ大会挙行ニ支障ナキ様変改ヲ加フルコトヲ御許可相成度此段及御願候也」といいうものだつた。⁽⁴³⁾

この一ヶ月弱の間には、さまざまな動きがあつた。五月二十九日、徳川組織委員会会長は河原田内相と会見し、外苑競技場の改造について意見を交わした。新聞記事には、「この中で内相が「外苑改造の必ずしも不可能ではない旨を仄めかしたといはれてる」と報道されている。二日後の三十一日には、大島及び大久保の二名の組織委員会副会長と河原文部次官が、児玉局長を内務省に訪ね、意見交換をしている。翌六月一日には、河原次官が文相官邸に、大島及び大久保、児玉の三人を招き主競技場問題について協議を行つた。⁽⁴⁴⁾ これら一連の動きを受けて、翌二日、大島、久保田、郷の組織委員会側と東京市の衣斐、小野が協議し、七万五千人を収容できる外苑競技場最小限度の改造案を作成することになった。現存の外苑競技場をできるだけ変更しないで改造する案を作成し、内務省側を説得するためである。六月九日に東京市による設計案が完成し、大島及び大久保の両副会長を中心に、この案で内務省側や関係者に「諒解運動」を行うこととした。⁽⁴⁵⁾ 六月十五日の『東京朝日新聞』には、「神宮外苑改造に七分の実現性／軟化した評議委員会」の見出しで、この運動を報道している。十二日には、大久保助役が神宮外苑管理評議員及び中島内務省都市

計画課長、また十四日には、大島及び大久保両氏が、およそ一ヶ月前に解散したばかりの明治神宮奉賛会の阪谷芳郎元理事長を訪問し、改造への諒解を求めたとの記事が載った。「自分個人としては何等進んでいへぬが外苑の拡張といふ意味での改造ならば絶対に反対ではない」との元理事長の発言が記されている。⁽⁴⁵⁾さらに、十七日には午前中に、大久保助役が児玉局長を訪問し、三日前の阪谷元理事長訪問につき報告、改造への諒解を求めた。児玉局長は、同日の午後には、局長室に東京市の小野建築課長の来訪を求め、一時間半に亘って、七万五千人収容の改造案の説明を受けた。内務省の総務課長、都市計画課長の他に、金井神宮外苑管理署長、大熊外苑管理署主事も列席した。翌日の新聞は、「主競技場決定近し／神社局長、市長代理会見で／外苑改造案に可能性」と報じている。⁽⁴⁷⁾六月二十一日に、内務省は外苑競技場改造反対の方針を転換させた。児玉局長は午前中に、外苑競技場の改造を容認することで、新内相の馬場鍼一と打ち合わせを行い、午後、大島及び大久保の両副会長を招致し、内務省の希望する条件の下での競技場の改造を認める旨を通告した。⁽⁴⁸⁾

第十六回組織委員会（昭和十二年七月五日）において、副会長大島は、これら一連の「諒解運動」について報告し、「其結果明治神宮外苑管理評議員会ヲ明後七日開催シテ初メテ確答ヲ得ル様ノ次第二テ大体ニ於テ承認セラル、予定ナリ」と、内務省による競技場拡張改造への承認の見込みを語っている。⁽⁴⁹⁾七月七日に開催の神宮外苑管理評議員会は、すでに内務省による主競技場の拡張改造の条件案に加えて、「外苑風致上から見て管理署の不適当と認める行為及び施設であつてはならぬ事」等の条件を付し、外苑競技場の拡張改造を満場一致で承認した。⁽⁵⁰⁾ここにおいて、外苑競技場の拡張改造が決定したのである。翌日の新聞には、神宮外苑管理評議員会に出席した阪谷芳郎の意向が次のように報じられた。

この問題に対する私の意見は主客を傾倒してはならないと云ふ一言で尽きる、神宮外苑は飽くまでも明治大帝

の御徳を讃へ奉る処のものであり、オリンピック競技場としての神宮外苑ではないと云ふ事です、此の点に注意して組織委員会の方でも神宮の聖地を拝借すると云ふ用意をもつて、敬神の心構で改造に着手されん事を希望します。⁽³⁾

外苑管理評議員会の条件を含む内務省側の拡張改造の条件とはどのようなものだったのか。七月十六日付けの児玉局長より徳川会長宛の「明治神宮外苑競技場拡張改造ニ関スル件」並びに八月四日付けの同じく児玉局長より徳川会長宛の「明治神宮外苑競技場経費奉獻方ニ関スル件」に、それは記されている。前者に関して言えば、内務省側の条件は（一）経費に関する条件、（二）競技場の設計や施工に関する条件、（三）完成後の管理、使用に関する条件となる。（一）に関しては、①大会終了後の復旧費当も含めて、外苑競技場拡張に関するすべての経費を明治神宮に奉獻すること、物価高騰等による予算超過の場合も追加奉獻すること。②経費は、国庫補助金及び市補助金より優先すること。（二）競技場西方に土地を買収し施設が必要となつた場合でも、これに要する経費を追加奉獻すること。（二）に關しては、①競技場スタンドの総坪は七千五百坪以内とし、スタンドの高さを七十尺以内、仮設のものは大会終了後直ちに撤去すること。②工事の設計及び施工は、明治神宮外苑管理署あるいは内務省で行うこと。③オリンピック大会の延期や中止の場合でも、外苑競技場として適當と認める工事は完了すること。④競技場拡張工事に關して、組織委員会は若干名の責任者を選定し、一切の交渉に當たらせること。（三）に關しては、①競技場の管理や使用については、絶対に条件を付けないこと。②神社境内において行う不適當と認められる行為や設備はなさざること。以上の諸条件である。⁽⁴⁾

一方、後者に關しては、神宮外苑は極めて由緒ある場所であるから、万一にも工費不足とならないためにも、財源確保に注意喚起したい旨を述べ、総経費四百八十八万円を、内務省側が示す昭和十二年から十五年までの四年間の年

割額の支出を保証する財源調書を添付した奉獻願を、組織委員会に求めるものである。各年度の額は、初年度の昭和十二年は百二十万円、十三年度二百万円、十四年度百五十三万円、最終の十五年度十五万円であった。大会期日も切迫し、至急に工事に着手する必要があるため、内務省は組織委員会に対して、この財源調書を添付した奉獻願を八月末日までに提出することを求めた。⁽⁵³⁾ 十万人以上の収容力を持つ競技場の建造を希望する東京市からは不満があつたが、組織委員会はこれらの条件をほぼ受け入れ、ここに外苑競技場を拡張改造してオリンピック大会の主競技場とすることを決定したのである。

ここで確認しておきたいことは、以上の内務省と組織委員会とのやり取りの中で決定したのは主競技場に関してであり、水泳場及び相撲場の改造は含まれていなかつてある。七月七日開催の神宮外苑管理評議員会開会を前に、評議会会場を訪問した日本水上競技連盟の松澤一鶴及び飯田光太郎より水泳場の観客席に関する希望が伝えられたが、評議員会においては水泳場に関しては取り上げられず、相撲場の改造についても議論の対象にはなっていない。⁽⁵⁴⁾ また、七月十六日付けの児玉局長より徳川会長宛に出された「明治神宮外苑競技場拡張改造ニ関スル件」においても、「水泳場並相撲場改造使用ニ関シテハ具体案御提示有之上ハ更メテ詮議致度」と、あくまでも内務省側が条件付きで承認したのは、オリンピック大会で主競技場となる外苑競技場のみの拡張改造であつた。⁽⁵⁵⁾ ともかくも、外苑競技場拡張改造のための経費確定とその財源の見通しを確実にするという作業は残されたものの、内務省による許可が下り、以降、明治神宮外苑管理署と競技部との連携もでき、組織委員会にとつて主競技場問題は解決したかに見えた。⁽⁵⁶⁾ しかしまた別の大きな難局が降り掛かってきた。日中間の戦争である。

神宮外苑管理評議員会が開かれた同じ七月七日、北京郊外の盧溝橋で起こつた事件を契機に、日中両国は全面戦争へと突入していく。オリンピック開催に関して、一抹の不安を与えたのが馬術競技選手の準備中止の決定である。昭和十二年八月二日に陸軍は、現役将校七名を選手候補者として発表したが、同二十五日には、「時局の拡大は遂に

現役将校をして『オリンピック』の準備訓練に専念するを許さざるの情勢に立至りたるを以て「選手七名の準備中止を決定したのである。⁽⁵⁷⁾ その後、九月七日の新聞に載つた「オリンピック開催に政府は辞退の方針」とする報道、その二日後九月九日には、風見章書記官長によつて大会開催の贊否について意見を述べる時期ではないので、「暫く情勢の推移を見たし」とする政府声明が発表され⁽⁵⁸⁾、組織委員会や体協、また東京市は準備に邁進することを表明しつつも、組織委員会及び常務委員会の開催は従来の頻度では開かれなくなつた。第十八回組織委員会が八月十九日に開催されたが、以後の開催はストップしてしまい、次の第十九回組織委員会は十二月二十七日の開催である。この四ヶ月余の間に開会された常務委員会も四回のみである。第十四回常務委員会（昭和十二年九月十五日）の議事録には、「主競技場ハ土地ヲ買収シテ拡張スルコトハ不可能ナル故其趣非公式ニ組織委員ニ報告シ時局ヲ静観スルコト、セリ」との記述もある。⁽⁵⁹⁾ 主競技場に関する準備作業ばかりでなく、大会準備に当たる組織委員会の活動全体が、それを進めるには困難な状況になつたのである。

四ヶ月余ぶりに開催された第十九回組織委員会（昭和十二年十二月二十七日）において事務局よりの「一般会務経過報告」の内容が、議事録に記されている。

暫ク委員会ヲ開催セザリシガ時局関係上頗ル多難ノ事態ニアリテ種々曲折ヲ経タルモ事務局トシテハカイロ總会ト三年後ノ大会開催ニ対スル準備ヲ進メ各委員会ヲ開催シテ夫々担当事項ニ付準備進歩シツ、アリ／又オリンピック大会ニ対スル誤解ヲ一掃スルコトニ努メ国内宣伝ハ時局柄手控ヘ中ナルモ海外ニ対シテハ宣伝ヲ継続中ナリ財政ハ政府及東京市ノ交付金ニ依リ極メテ窮屈乍ラ辛ジテ支弁シ居レドモ此ノ窮状ノ為メ各委員ノ満足ヲ得ル程度ノ事業ヲ為シ能ハザルヲ遺憾トス、サレド時局ハ好転シツ、アリト思ハル、ヲ以テ今後ハ的確ニ事業ヲ進ムルコトヲ得ベシト思惟ス／東京市会ニ於テハ本大会ヲ飽ク迄決行セントスル熱意ニ燃エツ、アルハ感謝ニ堪エズ、

海外二対シテハ飽クマデ決行ノ旨宣伝シツ、アリ⁽⁶⁰⁾

外苑競技場の拡張改造に関して、作業再開を促したのが外苑管理署長金井佐久であった。工事の設計及び施工は明治神宮外苑管理署あるいは内務省で行うとの条件で、外苑競技場の拡張改造が認められており、この工事に責任を持つ署長金井にとって、徒に時間だけが流れしていく中で、拡張改造工事への着手の目途を定めたかったのである。昭和十二年十二月三日に開かれた第三回競技場施設委員会において、金井は「主競技場、水泳場ノ建築費予算ヲ組織委員会側ニ於テ速カニ決定、提出サレタキ旨ノ意見」を開陳した。⁽⁶¹⁾ 内務省は外苑競技場の拡張改造のための工期に関して着手を昭和十三年一月末から、完成を昭和十四年いつばいと見込んでいた。⁽⁶²⁾ 工期及び建築予算の財源に関して懸念を持つ金井は、組織委員会側にでき得る限り早期の確定を求めたのである。

（四）構築委員会の設置と駒沢移転決定

組織委員会が活動を再開させるのは、IOCカイロ総会への準備という要因が大きかった。総会においては、大会規程やプログラム、各競技場の会場と建築等の準備状況、オリンピック村、IOC委員をはじめとする選手や関係者の宿泊、交通等々、詳細な報告が求められているからであった。第二十一回組織委員会（昭和十三年一月三十一日）において、三月十日に始まるカイロ総会への対応が最終的に決定された。カイロで報告される競技場の計画は、主競技場及び水泳場共に、現存の外苑競技場と水泳場を改造するとされた。主競技場の収容人員は約八万人、水泳場のそれは約二万人である。

一方、大会開催まで二年半余を残すばかりとなり、各競技場の建設や改造等に関する具体的に確定する必要も生じており、第二十二回組織委員会（昭和十三年二月十四日）において、競技部長郷は、各競技場の建設や改造に関わる費用

や敷地選定、建築方法等を最終決定するために関係者を網羅する「建設委員会（仮称）」の設置を提案した。具体的な立案については常務委員会に一任された。常務委員会では、内務省、明治神宮、厚生省、東京市、体協、組織委員会事務局等の各関係部署からの総計二十七名の委員委嘱を決定し、名称を「構築委員会」とした。⁽⁶³⁾

組織委員会はIOCカイロ総会前に、主競技場のための拡張工事やオリンピック村建設に関する具体的な準備を進めたかった。日中戦争の拡大から、東京大会の準備の遅れ、また交戦国におけるオリンピック大会の開催への懸念等から、東京大会を不安視する海外からの報道も伝わり、組織委員会にとつて困難な状況が予想されるカイロ総会を前に、その対応を図ろうとしたのである。⁽⁶⁴⁾

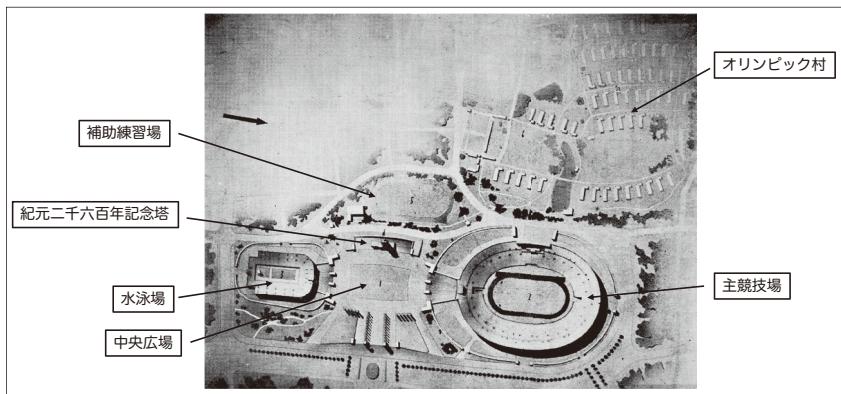
ところで、第一回構築委員会（昭和十三年三月四日）では、郷競技部長より、本委員会の使命は「技術的見地ヨリ競技場建設費、敷地、建設方法ニ関シ研究審議シタル結果ヲ組織委員会ニ提出其ノ承認ヲ求ムベキモノ」と説明があり、競技場建設予算を「総額一千万円を以て基準」とし、議論を開始した。様々な意見や希望が飛び出した。東京市の都市計画課長林茂は、「工事ハ最近日ニ着手セザレバ既ニ時間的ニ合ワザルベシ、今ヤ議論逡巡ノ時期ニ非ス実行ノ時ナリ早急ニ競技場予算及ビ建設分担ヲ決定セザレバ東京市ハ責任ヲ以テ引受ケ得ザル旨切言」し、各委員もこの件を強調したという。神社局総務課長の宇佐美毅より、「神宮外苑改造ハ工事着手後中止セラルコトヲ絶対ニ許容シ得ザルヲ以テ組織委員会ニ於テ財政計画ヲ確立シテ明示セラレ度旨要求」があり、外苑管理署長金井からも、「工事期切迫ノ關係上至急確實ナル財政計画ヲ示サレ度然ラザレバ工事着手不可能ナル旨」の声明があった。また、この委員会において、オリンピック村の候補地として駒沢を推薦することが決まった。水泳場については他日に審議となつた。午後六時に始まつた委員会は、午後九時四十分に終了した。⁽⁶⁵⁾

第二十四回組織委員会（昭和十三年三月七日）において「第十二回オリンピック東京大会開催費予算計画書」が承認された。総額が一千六百四十八万円であり、収入は、東京市が六百万円、政府が四百三十万円、入場料収入四百六十八

万円、その他寄付等百五十万円となつてゐる。支出は、開催準備費、開催費等からなる大会費が三百六十九万二千円、オリンピック村を含めた各種競技場の建築費が一千百八万八千円であり、これら二つの費目で支出の約九割を占める。その他が選手優遇費(外国選手旅費の補助)、芸術諸費(芸術競技の経費)、予備費となつてゐる。主競技場新設費と第二室内競技場補設費で四百万円が計上されている。第二室内競技場補設とは、現存の外苑相撲場の中央を四×五メートル掘り下げて周囲を斜面とし、そこに観覧席を設置して、バスケットボール及び体操の競技場とすることである。⁽⁶⁶⁾

第一回構築委員会(昭和十三年三月九日)では、早急に着手すべき競技場の選定とその競技場の責任者が決定された。主競技場もその対象となり、責任者は神宮外苑管理署長の金井佐久が就き、水泳場及びオリンピック村は、第一室内競技場及び球技場と共に、東京市建築課長の小野二郎が責任者となつた。第二十四回組織委員会で、東京市は五百万円を支出し、第一室内競技場、球技場、自転車競技場、オリンピック村等を新設し、将来のこれら競技場の管理を行うことが確定されており、水泳場についても東京市に対して考慮して欲しい旨の希望が出されていた。この第二回構築委員会においても、主競技場を担当する内務省神社局技師の田坂美徳と金井署長は、予算額が四百万円では不足すること、さらに「財源ノ確立即チ年度割支出ノ決定セザル中ハ実行計画ニ着手セ得ザルコト、工事期間ニ特殊ノ手段ヲ講スル必要アルコト等」と意見を述べ、委員会としては、金井及び郷両委員において解決を求め、次回委員会に報告することとした。また、競技場建設に関わる使用鉄材は総量九千トンを超えることが見込まれ、緊急に商工省の使用許可手続きを取ることも確認された。⁽⁶⁷⁾

第二回常務委員会(昭和十三年三月十六日)において主競技場に関する報告が、郷競技部長よりなされた。第二回構築委員会で出された課題への対応の結果である。報告によれば、内務省側の計画では、①改造後の主競技場の収容人数は五万数千人となること、そして、②工費は四百五十三万四千円となり、③その年度割として、昭和十三年度には百八十万円、昭和十四年度は二百二十万円、昭和十五年度は五十三万四千円の納付を求め、さらに、④工費の



駒沢オリンピック競技場配置図

出所を明確にすることが要望された、ということである。これに対し、「下村副会長ガ内務省首脳部及明治神宮外苑管理署ノ有力者ト会見シ其真意ヲ確ムルコト」となつた。⁽⁶⁾ それ以降に開催された第二十一回及び第二十二回常務委員会の議事録には、主競技場に関する記載は見られない。大きく状況が転換したのは、第二十五回組織委員会（昭和十三年四月二十日）においてである。主競技場を新たに駒沢に建造することが決定されたのである。

議事録には、「明治神宮外苑競技場ハ観覧席ノ収容力ヲ六万人以上ニ拡大改造スルコト不可能ニシテ且内外ノ事情止ムヲ得ズ依テ十万人ノ収容ヲ目標ニ予算六百七十六万円ヲ以テ主競技場ヲ駒沢ニ建設スルコトニ決定セリ」、続けて、「右予算ノ内訳ハ、政府補助金四百万円、主競技場駒沢移転ニヨル東京市負担ノ余剰金壱百万円及ビ入場料收入金壱百七拾六万円トセリ」と記されている。⁽⁷⁾ 四月二十七日付けの組織委員会会長徳川から市長小橋宛の文書は、政府からの組織委員会への補助金四百万円と入場料收入百七十六万円の計五百七十六万円の「財源を基礎として」主競技場の建設及び将来の維持管理を依頼する内容となつていて、⁽⁸⁾ すなわち、不足分百万円を東京市が負担し、大会後には東京市の所有競技場として維持管理を行うというものである。最終的には、東京市は、オリンピック大会で中心的な競技場となる主競技場及び水泳場、また体育馆

(御茶ノ水)、自転車競技場(芝浦埋立地)、さらにオリンピック村の建設を担当することとなつた。但し、東京市が六十万円で担当とされていた芝公園の陸上競技場を球技場に改造する計画は廃止されたので、その分を加えて、東京市が、主競技場、主競技場隣接の補助競技場、水泳場、オリンピック村を駒沢に集約して建設することとなつた。以後、東京市は臨時建築部長小野二郎の下に、各競技場の新設及びオリンピック村の建造のための計画、調査、設計に集中的に取り組むことになった。内藤多仲、岸田日出刀、小林政一の三名の建築家も嘱託として委嘱された。

昭和十二年十一月に東京市秘書課長草間時光に代わって組織委員会幹事となり、以後、東京大会返上まで大会開催の準備に関する東京市側の実質的な担当者となつた文書課長磯村英一は、主競技場に関して、外苑競技場の拡張改造よりも駒沢で新たな競技場を建設する方が良いとする理由を、「東京市オリンピック委員会」(昭和十三年四月十五日)における議論の中で、次のように語つている。第一に、現存の外苑競技場を拡張改造し収容人数を増すとしても、最大で五万七千人しかならないこと、またそのための経費が四百五十万円かかること、第二に、明治神宮側が求める年度割支出の確定および財源の明確化が困難なこと、第三に、入場料収入の計画が五万人強程度では減少すること、第四に、使用条件が厳しい神宮外苑管理署所轄の外苑競技場ではなく、水泳場を含めた東京市管轄の総合競技場として、将来駒沢を位置付けることができる、第五に、競技場改造の二年半近くの期間、現競技場は使用不可能になるので、その間は大きな大会を開催できる場所がなくなること、駒沢新設だとその心配がないこと。⁽¹⁾ このように、東京市は主競技場を駒沢に新設することに関係者の意向が固まつてきている。三月末辺りから、東京市の駒沢移転賛成の報道が見られるようになる。⁽²⁾ 駒沢にオリンピック村を造ることが決まり、その後に水泳場の駒沢での建設が確定し、それらを建設するのが東京市の責任と決定したことが、東京市においては主競技場の駒沢移転を後押しする要因となつた。元々総合的な競技場を構想していた東京市にとって、規模は縮小されるが、市所有の総合競技場が完成するということである。

四、重要物資統制下における主競技場建設の困難さ

『東京市報告書』には、次のような記載がある。「工事実施上当面せる最大の困難が第一、時局の関係上重要建築資材の需給に対する経済統制が漸次に強化せられつゝある事、第二に前途に僅少の工期を残すのみなる事の二点に在ること」⁽²³⁾、と。第二回構築委員会の議事録にも、競技場建築に關わる使用鉄材は総量九千トンを超えることが予想され、早急に商工省への許可手続きを取ることとの記述があることに触れたが、日中戦争における戦線拡大とともに、日常生活に關わる多くの資材が統制の対象になってきたのである。このような情勢の中、東京市は主競技場等の建設に向け取り組むことになった。

昭和十三年五月に、東京市は自らが建設を担当する主競技場をはじめとする各競技場で使用する鉄材の総量を一萬六百トン強と見積もり、商工省に対して陳情を行つた。オリンピック開催という国際信用に關わる特殊の事情を説明し、また、これが国民体力の振興に大いに資するという理由から、優先割当の承認を得たいがためである。その後にも、再度、鉄材の節約を試み、設計をし直し九千七百トン弱に削減した計画を作成している。⁽²⁴⁾

昭和十三年四月十五日の「東京市オリンピック委員会」において、當時土木局建築課長の小野二郎は、工期が短い中、早期の鉄材の確保が必要とする理由を次のように述べている。すなわち、駒沢に新建設する主競技場の財源として市債を當てることになっているが、その起債承認に関して商工省との折衝から、「起債条件としましても当然是は鉄材に使用数量と云ふものが伴つて参るのであります、さう云ふ關係から致しまして、成るべく鉄材の少い方が宜いのではないか……起債が認可されるかされないかは一に懸つて鉄材使用数量にあるのではないか」と述べ、できるだけ少ない鉄材で計画し、認可を得て鉄材の配給を早く受けないと、工期が切迫している中で建設することは困難を伴

うと、主競技場建設に関して懸念を表明している。⁽¹⁵⁾

競技場施設委員会内に設置された主競技場委員会の第三回委員会（昭和十三年五月十三日）において、小野二郎より、駒沢の主競技場収容数十万人の内訳、すなわち固定席六万人、仮設席四万人との報告があり、また、第四回構築委員会（昭和十三年六月三日）において、同じく小野より、主競技場及び水泳場の設計の概略について報告がなされている。主競技場の駒沢移転以降、組織委員会内にある各種委員会、また常務委員会及び組織委員会において、主競技場にして報告があつたのは、上記の二つの委員会のみである。

昭和十三年六月二十三日、組織委員会にとつてオリンピック開催を困難にさせる決定的な閣議決定がなされた。それは、企画院總裁滝正雄から近衛文麿首相に上申された「昭和十三年ニ於ケル重要物資ノ需給計画改訂ニ関スル件」である。同年一月十八日に閣議決定された「昭和十三年ニ於ケル重要物資ノ需給計画」の改訂であるこの上申書は、昭和十三年の第一四半期の輸出実績が当初計画の三十三パーセント減となつており、このままでは計画の約五十七パーセント止まりの十七億円となり、一方、輸入は二十一億円余りと予想され、のことから極力需要を制限しなければならないという。現況においては、軍需は増大が必要であり、「此ノ相反スル増減ノニ要求ヲ調整スル為ニハ勢比国内需要ニ対シ極端ナル抑制ヲ加フル」ことが必要という。具体的には、「軍事用以外本需給計画実行上本年後半期物資使用に関連し実施を要する主なる制限禁止事項」の中に、「一、戦争遂行に直接必要ならざる土木建築工事は現に着手中のものと雖も之を中止す」とあり、この項目に「（イ）官公庁、事務所、学校新改築中止」と並んで「（ロ）万国博覧会、オリンピック工事ノ中止」が含まれたのである。⁽¹⁶⁾

この閣議決定は、万博やオリンピックの準備だけでなく、国民生活にも大きな影響を与えるものであつた。同日の新聞夕刊にも、「戦争目的に一切集中／長期持久の体制確立」との見出しで、この閣議決定を報道し、政府による「刻下凡百の施設を戦争目的貫徹に集中し官民一体長期持久の戦時体制を確立し……当面の急務は物資の調整運用を

最も有効適切ならしむるにあり」との声明も大きく報じられた。⁽⁷⁸⁾ 鋼材、銑鉄、皮革、木材、生ゴム等三十二品目が使用制限を強化すべき資源となつた。

この閣議決定以後の新聞報道を見れば、この決定がスポーツ界及びオリンピック準備に大きな影響を与えたことが窺える。皮革やゴムを資材とするスポーツ用品の制限が考えられ、体協は即座に対応を求められた。例えば、ラグビー やサッカー、バスケットボール、バレー ボール等の体協加盟の競技団体による「皮革制限対策協議」を開催することを、体協が予定しているとする記事（『東京朝日新聞』昭和十三年六月二十四日）、体協が「運動具節約令」を発すると共に、皮革を素材とするスポーツ用具をどのくらいの人々が必要としているのかを調査する計画を立てたとする記事（『東京朝日新聞』昭和十三年六月二十五日）、さらには、オリンピック大会で使用する競技場も、できるだけ既存のものを使つことを求める大蔵省の動きを報じた記事（『東京朝日新聞』昭和十三年六月二十五日）、組織委員会事務総長永井松三が東京市長小橋一太を訪ね、物資統制と起債問題等について対応を協議した記事（『東京朝日新聞』昭和十三年六月二十六日）等が掲載されている。

そして極めつけは、『東京朝日新聞』昭和十三年七月九日の「スポーツを大衆の手へ還元／『記録本位』を破棄」の見出しで報道された体協に関する記事である。皮革やゴム等の物資統制の中、スポーツ用具の生産難に直面した体協の事業転換に関して次のように報道されている。

体協ではこの難局を機会に従来スポーツの少数インテリともいはるべき人々の間に独占され大衆から遊離する傾向にあつた記録の末に走り過ぎたスポーツを再び大衆のものに還元し更に又事変後に憂慮する国民体位低下の防止を期すべく「体育国策」の樹立を目指して邁進する事になり、ここに体協を主軸に全日本のスポーツ界に大きな転向が予想されるに至つた。⁽⁷⁹⁾

この記事が示すように、もはやオリンピック大会を開催するスポーツ環境は徐々に狭められていき、最終的には七月十五日の閣議決定となつていった。厚生次官広瀬久忠より組織委員会会长徳川家達宛の「オリンピック大会開催取止二関スル件」には、「現下ノ時局ハ挙国一致物心両方面ニ亘リ益々國家総力ヲ挙ゲテ事変ノ目的達成ニ邁進スル情勢ナルニ鑑ミオリンピック大会ハ之方開催ヲ取止ムルヲ適當ナリト認ムル」と組織委員会に勧告し、それを受けて開催された翌七月十六日の第二十八回組織委員会において、「組織委員会ハ國策ニ順応シ、茲ニ第十二回オリンピック東京大会ヲ IOCニ返上スルコトヲ全会一致ニテ決議」^⑧したのである。東京市が建設しようとした駒沢における主競技場は、水泳場、オリンピック村ともども着工されることなく幻となつた。

五、おわりに

昭和十五年開催予定の第十二回オリンピック東京大会における主競技場をめぐる議論や動向について、以上、跡付けてきた。組織委員会を中心に、それを構成する東京市、体協、政府（内務省）、また外苑競技場を管理する明治神宮側の意向や思惑の違いから、オリンピック大会の中心的な施設となる主競技場に関してなかなか結論に至らず、糾余曲折を経て、最終的には駒沢に新設することが決まつた。しかし、もはやオリンピック大会を開催する環境ではなく、中止を勧告する閣議決定を受け、組織委員会はオリンピック東京大会の返上を決めた。

第九回アムステルダム大会及び第十回ロサンゼルス大会に日本選手団の本部役員として参加した郷隆は、第十二回大会の東京決定直後に催された体協の座談会「東京オリンピックを語る」で、オリンピック大会の東京決定は、「祝杯でなく、一つの苦惱の茨の道への門出」だと語り、政府、東京市、体協、国民全般が、「余程の決心をしてこの四

年間を切り抜けないことには、成功する訳にいかん」と、オリンピックの準備に悲壮な覚悟を吐露している。郷が予見した通り、いつ（会期）、どこで（会場）、どんな競技（プログラム）を実施するのか、組織委員会はこれら大会開催の基本となる諸問題を、なかなか解決できなかつた。会期及びプログラムについては、IOCや国際競技連盟の承諾も必要とされ、問題解決に時間がかかつた。しかし、その中でも、会場問題、特に主競技場問題が、すでに見てきたように組織委員会の最大の課題として在り続けたのである。

註

- (1) 東京市役所編『第十二回オリンピック東京大会東京市報告書』東京市役所、昭和十四年、八一九頁。以下、この『報告書』を『東京市報告書』と表記。
- (2) 『東京市報告書』一九頁。
- (3) 『読売新聞』昭和十年二月二十二日（夕刊）。なお、引用中の（）は改行を示す。以下、同様とする。
- (4) 永井松三編『報告書』第十二回オリンピック東京大会組織委員会、昭和十四年、四一七頁。以下、この『報告書』を『組織委員会報告書』と表記。
- (5) 『読売新聞』昭和十一年一月二十一日。因みに、辰野が言う一千万円の額は、東京市の月島における「総合競技場建築試案」の総建築費が一千七百一十六万余円だったので、その六割近くの額となる。
- (6) 『組織委員会報告書』八頁。月島及び神宮外苑以外の候補地が上がつたのか、またその地の候補地を検討したのかどうかは不明である。
- (7) 『読売新聞』昭和十年十二月十九日。
- (8) 『組織委員会報告書』八一九頁。
- (9) 同右、一〇一一一頁。なお、明治神宮外苑における競技場の建造の経緯、また大正十五年の明治神宮外苑竣工後の「明治神宮外苑拡張構想」を詳細に検討した藤田大誠は、この「第十二回オリンピック大会招致計画大綱案」の各競技会場計画は、「昭和六年以来の明治神宮外苑拡張構想の文脈を引き摺るものであつたといへよう」と指摘している。藤田大誠「明治神宮外苑拡張構想と幻の東京オリンピック」『國學院大學人間開発学部研究』第九号、平成三十年。

(10) 〔組織委員会報告書〕 一〇頁。

- (11) 阪谷芳郎「明治神宮奉賛会日記」(昭和十一年三月十九日)明治神宮編『明治神宮叢書 第十七卷 資料編(二)』国書刊行会、平成十八年、二三四頁。オリンピック大会の主競技場として、外苑競技場を改造する案に対する阪谷芳郎の対応を検討した佐藤一伯は、「阪谷は『外苑の風致』を理由に改造を懸念する勢力の有力者であったと思われる」と述べている。
〔佐藤一伯「明治聖徳論の研究——明治神宮の神学——」〕図書刊行会、平成二十二年、二八二頁)「日記」には、競技場改造に対して、「折角出来タルモノヲオリンピックノ為ニ改造トナルコトヲ深ク残念ニ思ヒ入ル」(昭和十二年一月十五日)、また、来宅した神社局長児玉が「競技場改造ハ頗ル心配」と話したことに対し、「余モ同感」と語り「断然断ハルモ可ナリ」(昭和十二年四月七日)と提言しているように、競技場改造に強い懸念を抱いていたことが窺われる。しかし一方、来宅の外苑管理署長金井に「既定方針ナレハ異議ナシ」(昭和十二年二月十二日)と語り、また秋庭義次に「外苑トシテハ迷惑ナルモ止ムヲ得サルベシ就テ工事着手ハ行幸并奉賛会解散後ニ致ス様嚴ニ其方面へ申入レヨクコト」(昭和十二年二月十五日)と電話で伝えていること等から、止むを得ないこととして改造を受け入れる気持ちも見られる。しかし、受け入れるには条件があり、具体的には、昭和十一年三月十九日開催の神宮外苑管理評議会で発言した内容が条件である。以後の主競技場問題の進展は、阪谷にとつては、条件が満たされたのかどうか、極めて不安視されるものであつたと思われる。また、「日記」からは、内務省神社局長児玉九一、外苑管理署長金井佐久等の明治神宮外苑を管理運営していく責任者が度々阪谷家を訪問し、主競技場改造に関して情報提供や相談を行つてゐる様子が窺われる。
- (12) 「東京市報告書」三四一三五頁。
- (13) 「読売新聞」昭和十一年三月二十四日(夕刊)。
- (14) 同右。
- (15) 「東京市報告書」四五頁。
- (16) 「組織委員会報告書」四八一四九頁。
- (17) 同右、五三頁。
- (18) 大日本体育協会「オリンピック委員会の経過」及び「理事会と評議員会」「オリンピック」昭和十二年二月号。『オリンピック』は大日本体育協会の月刊の機関誌である。昭和十二年六月号より誌名が『オリンピック』に変更となつた。
- (19) 同右。

(20)

「組織委員会報告書」五三一五四頁。

(21)

岸田日出刀「東京オリンピック大会々場に就て」「オリムピック」昭和十二年二月号。

(22)

「東京市報告書」七三頁。

(23)

『組織委員会報告書』五六頁。

(24) 「競技場調査委員会」は、昭和十二年一月九日の第一回委員会から二月八日の第九回委員会まで、およそ一ヶ月の間に九回の委員会を開催した。各委員会の協議概要が、調査委員会設置と同時に書記を委嘱された野口岩三郎によって記録されている。野口岩三郎「競技場調査委員会より答申書の提出される迄」「オリムピック」昭和十二年三月号。

(25)

大日本体育協会「二月の理事会」「オリムピック」昭和十二年三月号。

(26) 岸田日出刀「オリンピック競技場候補地調査所感」「オリムピック」昭和十二年三月号。また、岸田は、組織委員会において、主競技場は第三候補地の青山射撃場跡に決定するのではないかと予測している。岸田日出刀「オリンピック大会と競技場」〔改造〕昭和十二年三月号。

(27) 「東京市報告書」七七頁。

『組織委員会報告書』七二頁。

(28) 同右、七三頁。

(29) 同右、七三頁。

(30) 第十二回オリンピック東京大会組織委員会事務局競技部「活動を始めた組織委員会競技部」「オリムピック」昭和十二年五月号。なお、「近歩四」とは近衛歩兵第四連隊のことである。

(31) 『東京朝日新聞』昭和十二年四月二日。

(32) 「組織委員会記事」「オリムピック」昭和十二年六月号。

(33) 「第十二回オリンピック東京大会会場二閑スル答申」「オリムピック」昭和十二年六月号。

(34) 宮木昌常「オリンピック競技場」「オリムピック」昭和十二年六月号。

(35) それまでも内務次官が組織委員会に出席したことはなかつた。第八回組織委員会以降第十四回までは企画局都市計画課長の雪沢千代治が内務次官篠原英太郎の代理として出席しており、その前の第七回委員会までは衛生局の保健課長や防疫課長が次官代理で出席していた。組織委員会への各省からの委員は事務次官である。オリンピック大会開催に関係する文

部省、外務省、内務省、また陸軍省、海軍省等八つの省から各事務次官が選出されているが、文部次官を除けば、彼らが組織委員会に出席することはほとんどなかつた。次官の代理として出席するのは、課長や局長クラスであつた。各省ともに事務次官自身の交代も頻繁であり、さらに次官代理で出席する課長や局長も常時同じ人物ではなく、このことが、組織委員会において大会準備の進展が効率的に進まない要因の一つであつた。

〔組織委員会報告書〕 八六頁。

同右、八七頁。

同右、八八頁。

〔読売新聞〕 昭和十二年五月二十七日及び二十八日。

〔東京朝日新聞〕 昭和十二年五月十九日。

〔組織委員会報告書〕 八八頁。

同右、九〇頁。

〔読売新聞〕 昭和十二年六月一日。

〔東京朝日新聞〕 昭和十二年六月三日及び六月十日。

〔東京朝日新聞〕 昭和十二年六月十五日。

〔東京朝日新聞〕 昭和十二年六月十八日。

〔東京朝日新聞〕 昭和十二年六月二十二日。

〔組織委員会報告書〕 八九頁。

〔東京朝日新聞〕 昭和十二年七月八日(夕刊)。

〔東京朝日新聞〕 昭和十二年七月八日。

〔組織委員会報告書〕 九三頁。

同右。

〔東京朝日新聞〕 昭和十二年七月八日(夕刊)。

〔組織委員会報告書〕 九三頁。

第二回競技場施設委員会(昭和十二年八月十三日)では、郷競技部長より、金井外苑管理署長との会見内容が二点にわた

つて報告されている。一つ目が、外苑管理署官制に競技場施設委員会の委員二～四名が嘱託として入ることが認められること、二つ目が岸田日出刀及び内藤多仲の両建築家が競技場の拡張改造の設計に参画することを管理署側が考慮するといふことである。また、次回の当委員会に、主競技場関係委員と管理署関係者に出席を求め、懇談することが決定される。(第十二回オリンピック東京大会組織委員会事務局編『会報 第十一号』(昭和十二年八月二十日))さらに、競技場施設委員会内の各競技場別の委員会の一つである主競技場委員会の第二回委員会(昭和十二年八月二十五日)では、主競技場施設に関する部屋割、観覧席から照明施設や通信施設、写真撮影施設等の様々な希望条項が確定され、委員長山本から競技部長郷宛の文書が提出され、明治神宮外苑管理署へ提出して欲しいとする文書が出されている。なお、この第二回主競技場委員会には、金井外苑管理署長も出席している。(『会報 第十四号』(昭和十二年九月十日))競技場施設委員会は、競技部内に専門委員会として設置された委員会であり、昭和十二年六月二十四日の競技場委員会で、設置が報告されている。

第一回競技場施設委員会は、昭和十二年七月三十日に開かれた。委員長には山本忠興が就任している。

(57) 『東京朝日新聞』昭和十二年八月二十六日(夕刊)。馬術競技は、オリンピックに四名の選手が初参加した第九回アムステルダム大会以降、出場選手は陸軍騎兵学校卒の陸軍騎兵の将校である。第十回ロサンゼルス大会の馬術競技大障礙で優勝した西竹一も、ベルリン大会に引き続き今回も候補者となり、二度目の出場をめざしていた。

『東京朝日新聞』昭和十二年九月七日及び九月十日。

『組織委員会報告書』一〇九頁。

『組織委員会報告書』一〇九一～一〇九頁。

『会報 第二十三号』(昭和十二年十二月十日)。

『読売新聞』昭和十二年七月十八日(夕刊)。

『会報 第二十三号』(昭和十二年十二月十日)。

『組織委員会報告書』一〇九一～一〇九頁。

『組織委員会報告書』一一六頁。この「構築委員会」の委員長には末弘巖太郎が就いた。従来の「競技場委員会」は第九回委員会(昭和十三年三月十一日)をもって終了し、「構築委員会」がその後を引き継いだ。なお、政府からは文部省に代わって厚生省から委員が選出されている。体力局長児玉政介、体育課長村田五郎、施設課長永井浩の三名である。オリンピック東京大会は文部省が担当していたが、昭和十三年一月に厚生省が創設されたことにより、その任は文部省から厚生省に代わった。学校における体育やスポーツ活動は文部省のままであったが、社会体育や体協が関わる競技スポーツについては、厚生省の管轄となつた。

(64) 「読売新聞」昭和十三年一月十五日。昭和十三年一月十三日の「読売新聞」報道では、組織委員会と外苑管理署との水面下の交渉により、外苑競技場の小規模な改造計画が進んでいたようである。記事によれば、メイン・スタンドは取り壊さないでそのままに二階建てとし、芝生スタンドを拡張し、現在のトラックを芝生側に移動させ、メイン・スタンドに並行してトラックの外側に跳躍場を設け、収容数約八万人、経費約四百八十万円とする案が検討されていた。内務省の認可が出れば、五月末には設計を完成させ、今秋十一月に着工、一年半後の昭和十五年四月に竣工との予定である。

(65) 『会報 第三十五号』昭和十三年四月十日。

(66) 『組織委員会報告書』一一八頁、および二七〇頁。

(67) 『会報 第三十五号』昭和十三年四月十日。

(68) 『組織委員会報告書』一一九頁。なお、下村副会長とは、大島又彦に代わって、第十九回組織委員会から副会長に就任した下村宏である。組織委員会副会長は東京市長と体協会長が兼任することになっており、昭和十二年十一月に大島の後を受けて体協会長となつた下村が、先に就任した東京市長小橋一太と共に、組織委員会の副会長に就いたのである。

(69) 『組織委員会報告書』一二〇頁。

(70) 『東京市報告書』九九頁。東京市会は、三月二十九日に、外苑競技場拡張改造計画に基づいて、オリンピック大会施設費六百万円を可決していたが、主競技場の駒沢移転に伴い、水泳場、オリンピック村等の建設も東京市が行うことになり、

五月二十三日の市会で、大会施設費一千二百十三万円の予算を可決した。

(71) 『昭和十三年東京国際オリンピック委員会議事速記録 第二号』一八一—二二頁。

(72) 『読売新聞』昭和十三年三月二十九日。

(73) 『東京市報告書』二七二頁。

(74) 同右、二七三—一七五頁。戦後、都市社会学者、スポーツ社会学者となり、東洋大学学長となつた磯村英一は、およそ

四〇年前のことを振り返り、自らが直接担当した東京オリンピックについて『東京百年史』に執筆している。駒沢の主競技場に関して、東京市は、主競技場建設のための鉄材を節約するために、設計を変更し、一部木造にして鉄材の使用を少なく計画したが、それでも鉄材の配給が認められなかつたことに触れ、主競技場の建設が困難になつたことが、大会開催にとって致命的となり、中止決定の決定的な要因だつたと述べている。東京百年史編集委員会編『東京百年史 第五卷』ぎょうせい、昭和四十四年、七二六—七二七頁。

(75)

〔昭和十三年東京市国際オリンピック委員会議事速記録 第二号〕二五一一二六頁。

(76)

〔会報 第三十九号〕昭和十三年五月二十日、及び〔会報 第四十一号〕昭和十三年六月十日。第四回構築委員会を報じた『読売新聞』(昭和十三年六月四日)には、水泳場の設計は完成し、主競技場の設計も完成間近であり、近々起債の認可を取り次第、着工に向け手はずを整え、主競技場に關しては、今秋九月に着工、二二ヶ月の工期を経て、昭和十五年七月竣工を期すことが報じられている。

(77)

石川準吉編『國家総動員史 資料編第一』國家総動員史刊行会、昭和五十年、二七二一—二七四頁。

(78)

〔東京朝日新聞〕昭和十三年六月二十四日(夕刊)。

(79)

〔東京朝日新聞〕昭和十三年七月九日。

(80)

〔組織委員会報告書〕一二三頁。

(81)

大島又彦、郷隆等「東京オリンピックを語る」『オリンピック』昭和十一年九月号。

(皇學館大学教育開発センター教授)